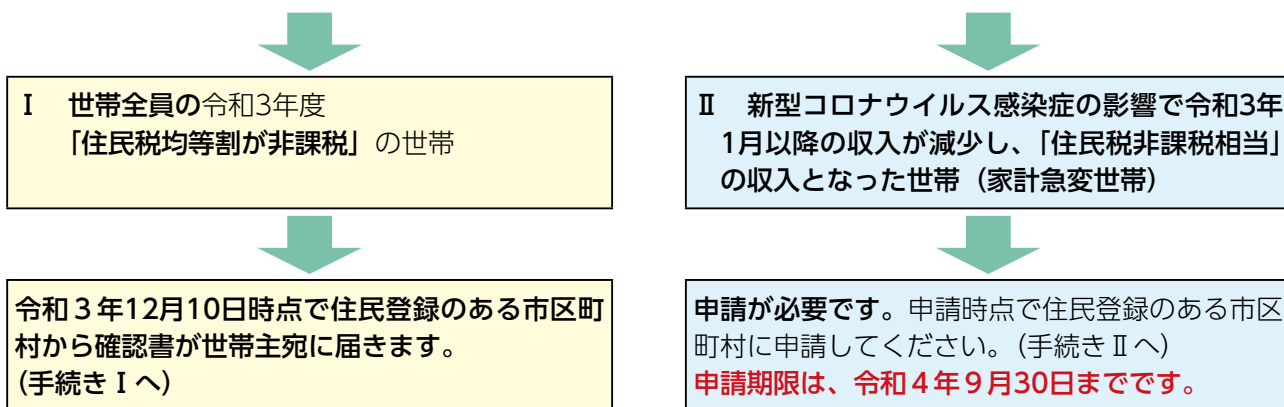


1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金の支給額は、**1世帯当たり10万円**です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■支給対象世帯

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



■給付金の支給手続き

手続きⅠ．令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

●世帯の全ての方が令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ・対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - ・中身を確認して、同封の返信用封筒にて返信してください。
- 【確認事項】 ①給付金の振込口座番号
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

●世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ・給付金を受け取るためには、申請が必要です。同封の給付金申請書（請求書）に記入の上、必要な提出書類を添えて申請してください。

手続きⅡ．新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類と共に担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当係にお問い合わせください。

[問] 福祉課 社会福祉係

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、一定の条件を満たす生活困窮世帯に対し、就労による自立、または自立困難な場合には生活保護受給につなげるため、自立支援金を支給します。

■ **対象者** = 社会福祉協議会が実施する緊急小口資金および総合支援資金（初回）が終了した世帯や総合支援資金の延長・再貸付が終了した世帯、不承認とされた世帯等特例貸付を利用できない世帯であり、世帯の収入・資産が一定以下で、職業安定所などで誠実かつ熱心に求職活動を行う方。

※特例貸付の最終借入月が令和4年3月までの方が対象となります。

■ **支給期間** = 3カ月間

■ **支給月額** = 1人世帯／6万円、2人世帯／8万円、3人以上世帯／10万円

※支給期間中に一定の求職要件などを満たさない場合、支給は中止となります。

■ **申請期限** = 令和4年3月31日まで

※対象と思われる方には順次申請書などを送付します。

詳しくは、担当係にお問い合わせください。

[問] 福祉課 生活支援係

3 「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請はお済みですか？

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、0歳から18歳までの子どもがいる子育て世帯に対して、子ども1人当たり10万円相当の給付が行われることとなり、南九州市では現金により10万円を一括で給付します。

令和3年9月分の児童手当を南九州市から受けている方に対しては令和3年12月中に給付済みです。

この他、まだ本給付を受けていない方は、令和4年1月から申請を受け付けていますので、令和4年3月31日までに担当係に申請してください。

[問] 福祉課 子育て支援係

臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所担当窓口や最寄りの警察署にご連絡ください。

南九州市成年後見ステーション 3月1日に開設します！

～住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう～

市では認知症、知的障害、その他精神上的の障害などにより判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、令和2年度に南九州市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

この度、基本計画に基づき、南九州市成年後見ステーションを令和4年3月1日に開設することとなりました。

成年後見ステーションでは、下記の内容を行います。

- ①成年後見制度に関する広報および啓発
- ②成年後見制度に関する相談および利用支援
- ③成年後見制度利用促進に関する業務
- ④成年後見人などの活動支援

成年後見制度の利用に関することは、南九州市成年後見ステーションまでご相談ください。

※成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理、介護施設入所などの契約を結ぶ必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援することが成年後見制度です。

■開設場所

＝南九州市地域包括支援センター内
(南九州市役所川辺庁舎本館2階)
☎0993-56-1111



[問] 川 長寿介護課 介護予防支援係

募 集

パブリックコメント募集 南九州市公共施設適正 配置計画(案)

■趣旨および目的

公共施設等総合管理計画による公共施設の管理に関する考え方に基づき、公共施設の適正配置計画について各施設の実践策など今後の具体的手法の検討に向け、南九州市公共施設適正配置計画を策定します。

この案に対する市民の皆さまのご意見を次のとおり募集します。

■公表場所＝南九州市各庁舎および市ホームページ

◎知覧庁舎・総務課

◎須賀・川辺庁舎・支所地域振興係

■意見の提出方法

意見書に記入の上、郵送またはご持参いただくか、FAX、電子メールで送付してください。

■意見の提出先

(郵送または持参)
南九州市役所 総務課行政改革推進係宛

(FAX) 0993-83-4658

(電子メール)

soumu@city.minamikyushu.lg.jp

■募集期間

2月21日～3月22日

[問] 知 総務課 行政改革推進係

水道検針員募集

令和4年4月から水道メーターの検針業務を行う水道検針員を2人募集します。

検針員とは、各家庭や施設に設置されている水道メーターを検針し、お知らせ票を投函する仕事です。

■担当地区

◎知覧町南部および中部(松山・菊永・垂水・飯野) 偶数月

◎知覧町北部(手藁・知覧地区) 奇数月

■業務内容＝検針業務(指針をタブレットへ入力)

■勤務期間＝検針月の10日ごろから2週間以内で担当地区の検針が完了するまで

■報酬＝6万円程度(検針件数によります)

■募集人数＝2人

■応募資格＝原付バイクまたは車で移動ができる方

■応募方法＝南九州市役所水道課へ履歴書を提出

■応募期間＝3月15日まで(期限厳守)

[問] 知 水道課 業務係



▲検針タブレット・プリンタ

お知らせ

児童手当の制度が一部変更になります！

児童手当法等の改正により、令和4年10月支給分から、児童手当の特例給付（子ども1人あたり月額5000円の手当）の支給に係る所得上限額が設けられることになりました。

これにより、受給者の所得額により特例給付が支給されなくなる場合があります。（詳細は2月上旬に受給者の方に郵送してあります広報用チラシをご覧ください）

また、毎年6月に提出していただいていた現況届は、令和4年度から一部の方を除いて不要となる予定です。現況届の取り扱いについては、詳細が決まり次第、再度広報紙などでお知らせします。

〔問〕 福祉課子育て支援係

成年年齢が18歳へ引き下げ 2022年4月1日から

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、社会から一人前と認められます。

そこで、南九州市消費生活センターでは新たに成年になる方たち向けにハンドブックを作成し、市内各

スマホ決済アプリで市税などの納付が可能となります！ 令和4年4月から

市民の皆さんの利便性向上のため、令和4年4月以降に発行されるバーコード付き納付書に対して、スマホ決済アプリでの納付が可能となります。

《対象となるスマホアプリ》

- ・ PayPay ・ au Pay
- ・ LINE Pay
- ・ 楽天銀行コンビニサービス



《納付可能な市税など》

- ①市県民税（普通徴収） ②固定資産税 ③軽自動車税
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- ⑥介護保険料 ⑦住宅使用料 ⑧保育料 ⑨上下水道料金
- ※ 楽天銀行コンビニサービスのみ奨学金貸付金も納付可能
- ※ Pay B決済アプリも、これまでどおり納付可能

《納付に必要なもの》

- ・ スマートフォン
- ・ 収納用バーコードが印刷された納付書

《納付の注意点》

- ・ 事前にスマホアプリを登録しておく必要があります。
- ・ 取り扱い期限を過ぎた納付書での納付はできません。
- ・ 1枚の納付書で納付できる限度額は一部を除き30万円までです。（※ LINE Payのみ上下水道料金の限度額が5万円未満となります）
- ・ 領収書は発行されません。アプリ内の利用明細で確認ください。領収書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニでの現金納付をお願いします。

〔問〕 知 会計課 会計係



高校の3年生に配布しました。
ハンドブックは市役所商工観光課内（知覧庁舎）にありますので必要な方には差し上げます。

〔問〕 知 商工観光課 商工水産係

外来動植物の適正な取り扱いにご協力をお願いします！

県では、条例に基づいて、県内各地に本来生息・生育する動植物に影響を与え、本県の自然環境や農林業等へ被害を与える恐れのある動植物を「指定外来動植物」として指定し、その取り扱いを規制しています。

今年度は、次の2種類を指定し、令和4年2月1日から取り扱いが規制されます。

- （動物…1種）
- ・ ツヤオオズアリ

（植物…1種）

- ・ オオカナダモ

これらの動植物は、適切な施設で飼養や栽培を行うこと、その施設外で放出や植栽をしないこと、販売する場合は購入者に指定外来動植物である旨の説明をすることなど、取り扱いに注意が必要です。

この2種類を含めて、これまで22種類が指定されています。詳細は、鹿児島県のホームページ（県内外来種で検索）をご覧ください。

〔問〕 市民生活課 環境保全係

市役所窓口を日曜日に開庁します！

※取り扱い業務は、転入・転出などの住民異動に伴う手続きです。

年度末・年度始めは、就職・進学・転勤などの手続きのため、多くの市民の方が来庁されます。そこで、窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮、仕事で手続きに來れない方などに配慮し、市役所窓口を日曜日に開庁しますので、ご利用ください。

- ①開庁する日 3月27日(日)・4月3日(日)
 ②業務時間 午前8時30分～午後5時15分まで
 ③開庁する庁舎 額娃、知覧、川辺の各庁舎

※異動手続きにマイナンバーカード

マイナンバーカードは、転入・転出などの異動手続きを簡単に、また手続き時間も短縮できる便利なカードです。

[問] 市民生活課 市民係 額・知 支所 市民生活係

夜間および日曜開庁でマイナンバーカードの交付や申請をサポートします！

マイナンバーカードの交付や申請をサポートするため、夜間および日曜開庁による臨時窓口を開設します。

平日の開庁時間に市役所へ行くことが難しい方は、ぜひこの機会にご利用ください。

■開設日時：

開庁日の毎週木曜日 午後5時15分～午後7時
 3月13日(日) 午前8時30分～正午
 4月10日(日) 午前8時30分～正午

■開設場所：額娃・知覧・川辺庁舎の市民係および市民生活係

※カードの受け取りに來られる方は、交付通知のハガキと必要書類をご持参ください。

※マイナンバーカードに関すること以外は、受け付けられません。



・すべて無料！
 (申請・写真撮影・交付)
 ※紛失などによる再交付を除く
 ・申請は最短5分！

いつでも
どこでも
早くて便利！

マイナンバーカードがあれば、
住民票の写し・印鑑登録証明書・所得(課税)証明書を**コンビニ**で取得できます！

[問] 市民生活課 市民係 額・知 支所 市民生活係

特定健診結果をマイナンバーで閲覧できます ～国民健康保険の方へ～

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように手続きをした方は、令和2年度以降の特定健診結果をマイナンバーで閲覧できるようになりました。

本人が健診結果の提供に同意すれば、マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関などで、令和2年度以降に受診した特定健診結果を共有することができま

す。
 後期高齢者医療の被保険者について

でも同様の扱いです。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご確認ください。

[問] 健康増進課 保険係 額・知 支所 市民生活係

横断歩道は歩行者が優先です！

近年、横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道は歩行者が優先であり、運転者は横断歩道手前での減速義務

や停止義務があります。また、横断歩道以外の場所を横断する歩行者や、斜め横断、走行する自動車などの直前直後の横断など法令違反をする歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

交通安全のため、運転者・歩行者は交通ルールを守りましょう。

【運転者のルール】

①歩行者の有無が確認できないときは、横断歩道の停止位置で止まれるような速度で進みましょう。

②横断しようとしている、あるいは横断中の歩行者がいるときは必ず一時停止をして道を譲りましょう。

③横断歩道およびその手前30メートルは追い越しと追い抜きは禁止です。

【歩行者のルール】

①横断歩道や信号機のある交差点が近くにある場合は、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

②道路の斜め横断はやめましょう。

③道路を横断するときは、必ず左右の確認をして心にゆとりを持って横断しましょう。車が近づいているのに、焦って横断するのは危険です。

[問] 防災安全課 交通防災係

春の植え付け準備は 農業公社へ！

3月が近づいてくると、作物の植え付け準備が始まる頃です。

どこの農地に、何を植えるかお決まりでしょうか？

連作障害を防ぐことも肝要です。

農業公社では、甘しょ植え付け準備、園芸マルチ、

土壌消毒など各作業を実施しています。

農作業のことは、お気軽にお問い合わせください。

〔問〕 公益社団法人 南九州市農業公社（南九州市役所川辺庁舎内）



3月11日～4月10日 危険ドラッグ・シンナー 等乱用防止強調月間

危険ドラッグを乱用すると、おう吐やけいれん、意識消失などが起き、死に至ることもあります。また、精神へ影響を及ぼし、自分の意志で乱用をやめることができなくなる可能性もあります。危険ドラッグは大変危険な薬物なので、好奇心などから

南九州市消防出初式

新春恒例の市消防出初式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模縮小して開催され、長年の消防活動での輝かしい功績を称え、受章代表者の団員へ表彰状が贈られました。

ここで、消防庁長官表彰、日本消防協会会長表彰の受賞者（敬称略）を紹介します。

●消防庁長官表彰

1号銀杯【昨年度退団され、勤続年数が25年以上の方】
北区分団 部長 満留 秀昭

2号銀杯【昨年度退団され、勤続年数が15年以上25年未満の方】

松原分団	副分団長	大原 昭良
新牧分団	副分団長	小磯 雅一
新牧分団	部長	川崎 健一
勝目分団	部長	尾山 正記
青戸分団	班長	源川 一昭
新牧分団	班長	尾曲 一哉
新牧分団	団員	信太 昭光
新牧分団	団員	川崎 直人
霜出分団	団員	寺師 博文
東区分団	団員	藤田 修

●日本消防協会会長表彰

功績章

南九州市消防団 副団長 松山 正人

勤続章【勤続30年】

知覧中央分団	分団長	厚村 善人
指宿南九州消防組合	消防司令長	摺木 洋人
指宿南九州消防組合	消防司令	川下 勝利
指宿南九州消防組合	消防司令	田代 昌士
指宿南九州消防組合	消防司令	雪丸 賢
指宿南九州消防組合	消防司令補	塗木 俊介

〔問〕 知 防災安全課 消防係

安易に手を出したら絶対にいけません。また、近年、本県においても、大麻による検挙者数が増加しています。特に、30歳未満の若者の間での増加が目立っており、増加の一因として、インターネット上で大麻の危険性に関する誤った情報があふれているためと考えられます。家庭、学校、地域などそれぞれの立場で危険ドラッグや大麻などの薬物乱用防止に努めましょう。

〔問〕 加世田保健所

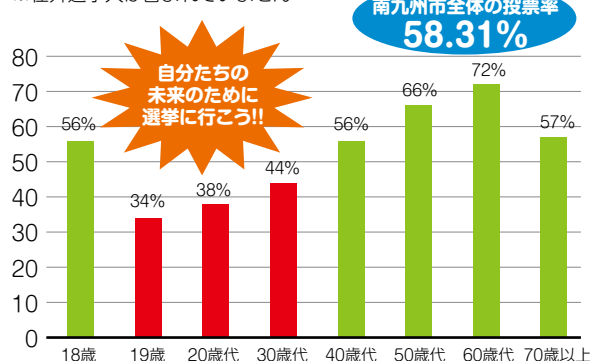
☎ 0993-5312315

若い世代の投票率が低い！

下のグラフは、令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙の年代別投票率をグラフにしたものです。最も投票率が高いのは60歳代の方々です。19歳から30歳代までの若い世代は投票率が低くなっています。

政治に関心がある世代に偏りがあると、社会の制度にもその偏りが反映されます。若い世代の声を政策に反映させるためにも、若い方々も投票へ行きましょう。

令和3年衆議院議員総選挙 南九州市の年代別投票率
※在外選挙人は含まれていません



〔問〕 知 選挙管理委員会事務局 選挙係

税務署からのお知らせ

●消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の説明会

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が令和5年10月1日から導入され、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受け付けが始まりました。

インボイス制度とは、買い手が、仕入に係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売り手の事業者から交付を受けた「適格請求書」などの保存を必要とする制度です。

税務署では、「インボイス制度の概要に関する説明会」を次表のとおり開催します。

開催日時		定員	要事前予約	開催場所
月 日	時 間			
2月25日(金)	午後2時～午後3時	20人	2月21日 午後5時まで	南九州市川辺町平山6978番地 南九州市商工会 本所 2階大研修室 ・定員になり次第、締め切ります。
3月29日(火)	午後2時～午後3時	20人	3月24日 午後5時まで	
4月28日(木)	午後2時～午後3時	10人	4月25日 午後5時まで	南九州市知覧町郡6212番地 知覧税務署 1階会議室 ・定員になり次第、締め切ります。
5月26日(木)	午後2時～午後3時	10人	5月23日 午後5時まで	
6月24日(金)	午後2時～午後3時	10人	6月20日 午後5時まで	

- 参加費用は無料です。
- 事前予約制で開催していますので、参加を希望する場合は、知覧税務署法人課税部門（☎0993-83-2414【ダイヤルイン】）までご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後新型コロナウイルス感染症の急激な拡大などにより、開催が中止となる場合もあります。

●令和3年分所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告相談会場などのご案内

知覧税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

〈開設場所〉 知覧税務署 1階会議室（南九州市知覧町郡6212番地）

〈開設期間〉 2月16日から3月15日まで（土日・祝日を除く）

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

また、令和3年分の申告相談会場では、混雑を回避するため、入場制限を行う場合があります。多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、ぜひ、ご自宅からe-Taxをご利用ください。

〔問〕 知覧税務署（☎0993-83-2411）※自動音声案内

調停手続無料相談会

予約は不要で、相談者の秘密は固く守られます。

■相談内容＝土地建物売買・賃貸借、交通事故損害賠償、金銭貸借、土地境界、騒音など民事上の悩み、婚姻・離婚、夫婦・親子関係、遺産相続などの調停手続

■日時＝3月12日（土）午前9時30分～午後2時30分（受け付け）

■場所＝かごしま市民福祉プラザ5階大会議室

〔問〕 鹿児島調停協会（鹿児島家庭裁判所内）

☎099-808-3706（鹿児島地方裁判所総務課）

※電話の際は、「調停手続無料相談会に関する問い合わせです」とお伝えください。

3月の悩み相談室

家庭や職場、子育てや介護、DVやセクハラ、ジェンダー、LGBTQ、生理の貧困に関することなど悩みを抱えている方、どんなことでもお気軽にご相談ください。専門のカウンセラーが相談に応じ、秘密は固く守られます。

■相談日時＝3月19日（土）午後1時～5時（1人50分程度）

■場所＝ちらん夢郷館

■完全予約制＝毎月1回開催されます

予約受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

☎0993-83-2511（相談室予約専用内線2222）

〔問〕 知 まちづくり推進課 共生・協働推進係